

# 個人情報保護規程

社会福祉法人ゆたか会

# 個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、個人情報個人が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人ゆたか会(以下「法人」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、法人の事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 前項の定めにかかわらず、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号および特定個人情報等に関しては、別に定める特定個人情報取扱規程の定めにより取り扱うものとする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。

#### (2) 個人情報データベース等

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

#### (3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

#### (4) 保有個人データ

法人が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

#### (5) 本人

個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

#### (6) 従業者

法人の指揮命令を受けて法人の業務に従事する者をいう。

#### (7) 匿名化

個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(法人の責務)

第3条 法人は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

## 第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するものとする。

2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(事業ごとの利用目的等の特定)

第5条 法人は、別に定める様式により、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

(様式1 「個人情報取扱業務概要説明書」)

(利用目的外の利用の制限)

第6条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 法人は、合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 法人は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

### 第3章 個人情報の取得の制限等

#### (取得の制限)

第7条 法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 法人は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

3 法人は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。
- (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。

4 法人は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

#### (取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合には、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### 第4章 個人データの適正管理

#### (個人データの適正管理)

第9条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 法人は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止、その他、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 法人は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 法人は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。
- 5 法人は、個人情報取り扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(様式2「委託契約」)

## 第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第10条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

## 第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第11条 法人は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示(当該本人が識別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申し出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(様式3「開示申出書」)

(様式4「開示書面」)

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止、等)

第12条 法人は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 法人は、前項の通知を受けた者から、再度申し出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

(様式5「訂正、追加、削除、利用停止等申出書」)

(様式6「通知書面」)

## 第7章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第13条 法人は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、法人における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、各施設の施設長とする。

3 施設長は、理事長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業員に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。

4 施設長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

5 施設長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従業員に委任することができる。

(苦情対応)

第14条 法人は、個人情報の取り扱いに関する苦情(以下「苦情」という。)について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、施設長とするものとする。

3 施設長は、苦情対応の業務に従業者に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

4 苦情対応窓口担当者をあらかじめ定めておく。

(従業者の義務)

第15条 法人の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく理事長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

## 第8章 雑則

(その他)

第16条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

改定 平成27年9月29日から適用する

## 社会福祉法人ゆたか会 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

社会福祉法人ゆたか会《施設、事業所も含む。(以下、法人という)》は、法人の提供する福祉サービスを利用する人、法人で働き、または学ぶ人、法人と委託もしくは取引のある人、あるいは法人を支援・後援する人、その他法人と関係を有する全ての人びとの個人情報に関する権利を守るために、法人が取り扱う個人情報保護の重要性を認識し、その保護および安全管理の徹底を図ります。

このために法人は、下記の「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」を定め、これに従って適切に個人情報を取り扱うことを宣言します。

### 記

#### (法令遵守)

1. 法人は、個人情報を取り扱う際に、「個人情報保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)並びにこれに基づく関連法令及び主務大臣の示すガイドラインに定められた義務と本ポリシーを遵守します。

#### (利用目的の範囲内での利用)

2. 法人は、個人情報の利用及び第三者への提供にあたっては、あらかじめご本人の同意を得た場合、及び法令により例外として認められた場合を除き、明示または公表した利用目的の範囲内でのみ個人情報を取り扱います。

#### (利用目的の明示・同意)

3. 法人は、個人情報を取得するときは、あらかじめ利用目的、共同利用者の特定、お問い合わせ窓口、個人情報取扱担当者等の必要な情報を明示し、同意を得て行います。

#### (第三者への提供)

4. 法人は、法令により例外として認められた場合を除き、ご本人の同意を得ることなく、取得時に明示した共同利用者以外の第三者に個人情報を提供しません。

#### (安全管理措置)

5. 法人は、取得した個人情報の安全管理には万全の注意を払い、外部への流出、不正利用、改ざん、漏洩等が発生しないよう適切な措置を講じます。

#### (開示等の求め)

6. 法人は、ご本人が自らの個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除等の申し出がある場合には速やかに対応します。ご希望がある場合には個人情報相談窓口担当者にご請求ください。

#### (相談窓口及び苦情処理)

7. 法人は、取り扱う個人情報についてのご利用者からのお問い合わせ、相談もしくは苦情等について迅速かつ適切な対応に努めます。

#### (保護の体制維持及び整備)

8. 法人は、取得した個人情報の保護が適切に実施されるよう、コンプライアンス・プログラム(本方針、個人情報保護規程、規則等)を整備するとともに、役職員への周知徹底、教育をはかり、法人内の体制を整備してその維持及び継続的改善に努めます。

平成 17 年 4 月 1 日

社会福祉法人ゆたか会  
理事長 杉橋研一

## 個人情報利用目的

社会福祉法人ゆたか会は、その事業遂行のために必要な個人情報を、法令に定められた利用目的のほか、次の目的の達成に必要な限度において取得し、利用します。また、利用にあたってはコンピュータに入力し、担当者の管理のもとに保管するとともに、利用目的に沿った利用を行います。

### 【法人(施設・事業所を含む)内部の利用】

利用目的	法人が行う事業における福祉サービスの提供を適正かつ円滑に行い、利用者の自立生活支援を図ることを目的とする。
種類	利用内容
上記の目的を達成するために必要な利用者及びその家族等(後見人を含む)の個人情報で右の内容に該当するもの	<b>福祉サービス提供に関するもの</b> (1) 介護・療護・相談支援その他の福祉サービス (2) 介護報酬の請求、受領その他の介護保険関係事務 (3) 支援費・委託費等の請求・收受、補助金等の申請・收受に関する事務 (4) 利用料その他の費用の請求收受に関する事務 (5) 入退所等の管理 (6) 会計事務 (7) 事故等の報告、リスクマネジメント業務 (8) 苦情等の対応 (9) その他、福祉サービスの向上、改善のための活動
	<b>福祉サービスの提供に関するもの以外のもの</b> (1) 実習生、研修生の指導 (2) 法人の管理運営業務 ① 業務の維持改善、サービスの向上のための基礎資料作成 ② 法人内部で行う福祉サービスに関する研究、改善活動 ③ 各種統計資料の作成
上記の目的を達成するために必要な役職員の個人情報及び採用に関する個人情報であって右の内容に該当するもの	(1) 人事労務管理の事務 (2) 業務に関する役職員間の連絡調整 (3) 防災等非常時または訓練の連絡 (4) 採用のための連絡
上記の目的を達成するために必要な実習生、研修生の個人情報であって右の内容に該当するもの	(1) 実習、研修の指導 (2) 実習、研修に関する連絡調整
上記の目的を達成するために必要なボランティアの個人情報であって右の内容に該当するもの	(1) ボランティア活動に関する連絡調整
その他、上記の目的を達成するために必要な個人情報で右の内容に該当するもの	(1) 本人との連絡調整

【第三者提供のための利用】

種類	利用目的及び提供方法	提供先
右の目的を達成するために必要な、利用者及びその家族等(後見人を含む)の個人情報	利用者が他の組織・機関等《居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、社会福祉施設、医療機関等(以下、「他の組織等」という)》の提供する保健・医療・福祉等のサービスを利用しまたはその他の援助を受けるときに、これらの組織等がサービスや援助を行うために必要なことについてのこれらの組織等からの照会に答え、もって利用者の自立生活支援を図ることを目的とする。	利用者にかかる左の他の組織等
	利用者に提供する福祉サービスについて他の組織等の意見・助言を取得するため	
	利用者に提供する福祉サービスについて、県、市町村、福祉の実施機関(身体障害者更正相談所、福祉事務所等)等との協議、連絡調整、並びにこれらの機関からあらかじめ又はそのつど求められる報告・連絡・相談等を行うため	利用者にかかる市町村、福祉の措置の実施機関等
	利用者の心身の状況をその家族等へ説明するため	当該利用者の家族等
	利用者に対する損害賠償等に関して保険会社等へ相談又は届出を行うため	保険会社等
	実習生、研修生の指導を行うため	実習生、研修生
	ボランティアが利用者の介護、養護等に参加するときに、その指導を行うため	ボランティア
右の目的を達成するために必要な、利用者の個人情報	福祉サービスにかかる業務(給食、健康診断等)を外部委託するため	左の業務の委託先
	介護報酬の支払を受けるため	保険者、国保連等審査支払機関
	措置費・支援費等の支払い、委託費・補助金等の交付を受けるため	措置費・支援費等の請求先補助金等の申請先
	利用料等の支払いを受けるため	利用料等の支払い者(支払いを中継する金融機関を含む)
右の目的を達成するために必要な役職員の個人情報及び採用に関する個人情報	人事・労務・財務管理業務の一部(社会保険事務、会計・給与等の処理業務、教育・訓練、健康診断等)を外部委託するため	左の業務の委託先
	採用に関して職業安定所・学校との連絡調整及び報告のため	職業安定所、学校等
右の目的を達成するために必要な、実習生、研修生の個人情報	実習、研修に関する連絡調整、報告等を行うため	実習生、研修生及び実習生・研修生の所属する学校・組織

## 個人情報保護の体制

部署	個人情報保護管理者	個人情報保護担当者
清風荘	施設長	各部門の主任等
じゅらく	施設長	各部門の主任等
さわの風	施設長	各部門の主任等
やまゆりの里	施設長	各部門の主任等
清湖園	施設長	各部門の主任等
ほろん	センター長	各部門の主任等